

2. 屋外広告物

(1) 屋外広告物とは

屋外広告物法では次の4つの要件を満たすものを「屋外広告物」として定めています。

- I 常時または一定の期間継続して表示されるもの** (街頭で配られるピラやチラシは含まれません。)
- II 屋外で表示されるもの** (建物の内部や自動車のガラスの内側に表示されたものは含まれません。)
- III 公衆(不特定多数の人)に対して表示されるもの** (駅の構内や野球場の中など特定の人に対して表示されるものは含まれません。)
- IV 看板、立看板、はり紙、はり札や広告塔、建物その他の工作物などに表示・設置されたものやこれらに類するもの**

※営利的な商業広告だけでなく、非営利的なものであっても、これら4つの要件をすべて満たすものは屋外広告物となります。

(2) 屋外広告物規制の概要

| | | 規制の度合 | | | | |
|---|--|---|---|---|---|--|
| | | ← 厳しい | | → 緩やか | | |
| 設置場所 設置場所がどの規制地域にあたるかについては、お問い合わせ下さい | 特別規制地域 | | 普通規制地域 | | | |
| | 第1種特別規制地域(特別1種) | 第2種特別規制地域(特別2種) | 第1種普通規制地域(普通1種) | 第2種普通規制地域(普通2種) | 第3種普通規制地域(普通3種) | |
| | 風致地区、都市公園、文化財の周囲50m以内の地域、保安林など | 高速道路や鉄道の両側500m以内の地域、インターチェンジや空港・県境から道程3km以内の国道・県道の両側500m以内の地域、第一種・第二種低層住居専用地域、国立公園・国定公園、県立自然公園の普通地域など | 国道・県道・広域農道の両側500m以内の地域など(第2種・第3種普通規制地域、鉄道の両側500m以内の地域を除く) | 第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、工業地域、工業専用地域 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域 | |
| 広告の区分 | | | | | | |
| 自家広告物 自己の氏名、店名、屋号、商標、事業内容、営業内容を表示するため、自己の住所、居所、事業所、営業所に表示・設置する広告物で敷地外に突出しないもの | 許可申請は不要ですが、 第1種特別規制地域 の設置基準に適合する必要があります。 | 許可申請は不要ですが、 第2種特別規制地域 の設置基準に適合する必要があります。 | 許可申請は不要ですが、 第1種普通規制地域 の設置基準に適合する必要があります。 特殊装置広告(ネオン管や電光掲示など)で、 第2種特別規制地域 の設置基準を超える場合は許可が必要となります。 | 許可申請は不要ですが、 第2種普通規制地域 の設置基準に適合する必要があります。 | 許可申請は不要ですが、 第3種普通規制地域 の設置基準に適合する必要があります。 | |
| 案内広告 施設名、位置、方向、距離のみを表示するもの(施設から道程5km以内に表示・設置されるもので、3個を限度とします。) | 許可申請は不要ですが、 第1種特別規制地域 の設置基準に適合する必要があります。 | 許可申請は不要ですが、 第2種特別規制地域 の設置基準に適合する必要があります。 | 一般広告物の扱いになります。(表示内容などの規制はありませんが、それぞれの規制地域の設置基準を満たし、許可を受ける必要があります。) | | | |
| 一般広告物 自家広告物や案内広告に該当しないもの(自己の店舗の敷地外に表示する広告物など) | 設置できません。(既に設置されている場合は、撤去するか、案内広告としての基準を満たすようにする必要があります。) | | 許可を受ける必要があり、 第1種普通規制地域 の設置基準に適合しなければなりません。 | 許可を受ける必要があり、 第2種普通規制地域 の設置基準に適合しなければなりません。 | 許可を受ける必要があり、 第3種普通規制地域 の設置基準に適合しなければなりません。 | |

禁止広告物

次のような広告物は、県内どこでも一切表示・設置することはできません。

- ・著しく汚染し、たい色し、または塗料などがはく離したもの
- ・使用材料が著しく破損し、または老朽したもの
- ・倒壊または落下のおそれのあるもの
- ・信号機または道路標識などと混同されるおそれのあるもの、またはこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
- ・道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

禁止物件

- ① 次のような物件には、地域に関係なく、原則として広告物を表示・設置することはできません。
橋、街路樹、道路標識、信号機、道路上の柵(ガードレールや歩道柵)、カーブミラー、消火栓、火の見やぐら、郵便ポスト、電話ボックス、送電塔、煙突、ガスタンク、銅像、記念碑、景観重要建造物及び樹木 など
- ② 電柱・街路灯柱その他これらに類する物には、はり紙やはり札、立看板を表示してはいけません。
※「工事現場周辺の安全や交通の円滑を図るためのもので、工事終了後直ちに撤去するもの」など、一定の要件を満たすものは、立看板とはり札に限り表示できる場合があります。

屋外広告業の登録

山形県内で屋外広告業(屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置を行う事業)を営む方や会社は、県知事に登録申請書を提出して登録を受けなければなりません。

また、看板等を設置する際は、屋外広告業の登録業者に発注するようお願いします。